



熱中症対策のお願い

熱中症を引き起こさないための対策、就業をお願いします。

★シルバー人材センターからの連絡

※環境省等から前日の17時頃、翌日の「熱中症警戒アラート」が発表された場合、携帯電話のLINE やスマスマ、HP 等で前日の17時に注意連絡を入れます。翌日の就業体制を調整願います。

(気象庁ホームページ、環境省ホームページでも確認できます。)

★センター会員からの連絡

熱中症と思われ搬送される場合は、至急センターに連絡ください。 ☎22-8050

参 考

★熱中症対策



(1)作業時間の短縮等に努めること。

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱に慣れ当該環境に適応する期間を設けることが望ましい。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

(5)作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認すること。

(6)猛暑日・酷暑日における熱中症対策について

猛暑日(最高気温35℃以上)や酷暑日(40℃前後の危険な暑さ)には、こまめな休憩を取り、帽子や空調服・冷却用品を活用するなど、十分な暑さ対策を実施してください。

★熱中症警戒アラートが発表されたとき

⇒ 炎天下での作業を控えるなど、熱中症対策をお願いします。

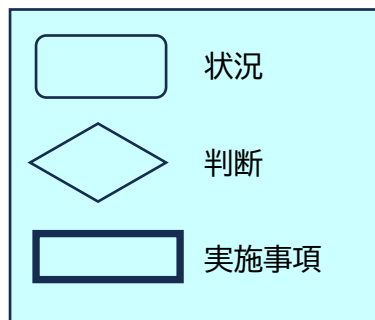
広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！

★ 熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、作業者に熱中症が生じたことが疑われる場合には、暑さ指数や作業時間等にかかわらず、裏面对応フローの手順を踏まえ、適切に対処して下さい。



熱中症による健康障害 発生時の対応フロー



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快
感、吐き気、倦怠感、高体温
等

・作業離脱、身体冷却

意識の異常

●意識の有無

①返事がおかしい
②ぼーっとしている
等、普段と様子がおかしい場合
も異常として対応する。

●判断に迷う場合
#7119等を活用する
など専門機関や医療機関に
相談する。

異常等あり

異常等なし

自力での
水分摂取

できない

できる

救急車の要請

シルバー人材センター
に連絡する

☎22-8050

・日陰で経過観察
・帰宅指示をする

【医療機関】

・南砺市民病院

☎ 82-1475

・南砺中央病院

☎ 52-0001

・救急安心センター事業

☎ #7119